

別紙 3

(協定第 5 条第 2 項関連)
(機構法第 13 条第 1 項第 3 号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	32,560百万円
H 1 9	26,050百万円
H 2 0	20,908百万円
H 2 1	21,137百万円
H 2 2	20,387百万円
H 2 3	21,445百万円
H 2 4	24,175百万円
H 2 5	27,125百万円
H 2 6	28,948百万円
H 2 7	31,199百万円
H 2 8	32,495百万円
H 2 9	33,604百万円
H 3 0	34,716百万円
H 3 1	35,827百万円
H 3 2	36,702百万円
H 3 3	37,856百万円
H 3 4	38,169百万円
H 3 5	38,471百万円
H 3 6	38,849百万円
H 3 7	39,414百万円
H 3 8	39,056百万円
H 3 9	39,105百万円
H 4 0	39,120百万円
H 4 1	39,290百万円
H 4 2	40,123百万円
H 4 3	39,331百万円
H 4 4	40,376百万円
H 4 5	39,182百万円
H 4 6	39,189百万円
H 4 7	39,180百万円
H 4 8	39,215百万円
H 4 9	39,479百万円
H 5 0	39,245百万円
H 5 1	39,298百万円
H 5 2	39,319百万円
H 5 3	39,324百万円
H 5 4	39,390百万円
H 5 5	39,721百万円
H 5 6	39,228百万円
H 5 7	39,227百万円
H 5 8	39,258百万円
H 5 9	39,261百万円
H 6 0	39,257百万円
H 6 1	39,237百万円
H 6 2	24,878百万円

上記記載の債務引受限度額については、協定締結後五ヵ年の期間内において、各年度の限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。